

令和5年第三回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 岩 永 やす代

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 廃棄物とリサイクルについて
- 二 学校の断熱について
- 三 防災対策について
- 四 精神障がい者支援について
- 五 滝山病院の暴行事件について

一 廃棄物とリサイクルについて

1 プラスチックのリサイクルについて

プラスチックによる環境汚染が世界中で深刻になるなか、プラスチック汚染対策の条約が検討されています。日本では、ようやくレジ袋の有料化が定着してきましたが、脱プラスチックへの道のりは遠いのが現状です。3Rの優先順位やマテリアルリサイクルしやすくするために単一素材への変更など、事業者の努力が欠かせません。市民が排出するプラスチックごみについては、これまでも自治体の役割であり、分別、リサイクルが進められてきました。プラスチック資源循環促進法で、22年から自治体が分別回収するプラスチックに、容器包装だけでなく製品プラスチックも入れるようになりました。

ア プラスチックを分別回収し、再商品化を容リ協会に委託している自治体はどれだけあるか、容器包装のみと製品プラも入れたところそれぞれについて伺います。

イ 自治体では、収集したプラスチックを手選別などの経費をかけて容リ協会に引き渡し、協会では、引き取ったプラスチックはすべてリサイクルしていると公表していますが、マテリアルリサイクルの半分が残さとなり、そのほとんどが燃やされています。

プラスチック資源循環促進法33条では、自治体が再商品化計画を作成し国の認定を受けてリサイクル事業者と直接契約するしくみを定めています。最近の技術革新により、光学式選別機を使って素材ごとに選別、高度なりサイクルができる事業者もあり、再生品が回っていくしくみをつくることが重要です。都内ではまだ手を挙げている自治体はありませんが、申請を促し、そのための支援が必要と考えます。現在実施しているプラ製容器包装等・再資源化支援事業を33条適用にシ

フトするとともに、技術的な支援も併せて実施することを提案しますが、見解を伺います。

ウ 高齢化が進み増える紙おむつのリサイクルに取り組むところが広がっています。東京都でも2020年から2年間実証事業を実施しました。紙おむつの素材は、パルプ52%、樹脂28%、高分子吸収材20%であり、このパルプを使った紙おむつをつくる事業も展開されています。紙おむつリサイクルの現状と今後について伺います。

2 太陽光パネルの廃棄とリサイクルについて

東京都では太陽光発電を積極的に推進しています。住宅への義務化もこれから始まるため、いずれ使えなくなって廃棄パネルが大量に発生することが見込まれています。すでに廃棄するパネルもあり、環境負荷の少ない処分やリサイクルが重要な課題になっており、都は、使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業を6月から開始しました。

ア 都の使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業のしくみと、回収からリサイクルまでのルートについて伺います。

イ 都内自治体では、住宅の屋根にパネルを設置するだけでなく、防災対策やアウトドア用などで、ベランダ置き太陽光パネルや、小型の太陽光パネル付きモバイルバッテリーなど、さまざまなタイプの太陽光発電が使われています。ところが、破損した小型パネルを廃棄する際に、受け入れてくれるところがないという相談が来ました。自治体では処理困難物であり回収ルートがないということでした。大きさもタイプも異なるパネルについても、リサイクルが必要です。廃棄パネルを自治体が回収しリサイクルルートに乗せるため、事業者を紹介するなど情報を提供・周知を図る必要があると考えますが、見解を伺います。

3 都市鉱山と小型家電リサイクルについて

全国から携帯電話などを集めて、東京2020オリンピック・パラリンピックの金・銀・銅メダルを作るプロジェクトが大きな話題となりました。各自治体では公共施設などに小型家電の回収ボックスが多く設置され、分別回収が進みました。その後も都市鉱山からレアメタルなどを回収する取り組みが実施されていますが、有用な金属などを取り出すだけでなく、残りの部分のリサイクルや環境汚染を引き起こさない対策が必要であり、自治体の取り組みについても都として状況を把握すべきです。

ア 昨年度レアメタル緊急回収プロジェクトが実施されましたが、このプロジェクトの実績を伺います。また、ほかに都で行っているレアメタル回収の取り組みの現状と今後について伺います。

イ パソコンをはじめ小型家電は、プラスチック部分が多いですが、レアメタル回収後のリサイクルは、どのように行われているのか伺います。

ウ ごみ収集車でリチウムイオン電池の発火が問題になっています。小型家電リサイクルの一環で回収しており、東京都も自治体も分別ルールを宣伝していますが、解決には至っていません。リチウムイオン電池使用の製品へのリサイクル呼びかけシールの貼付など、事業者に働きかけ、さらなる啓発が必要と考えますが、見解を伺います。

二 学校の断熱について

夏の暑さはどんどんひどくなり、猛暑日が連日続く事態となっています。学校の教室にはエアコンが設置されるようになりましたが、今の暑さには間に合わない事態です。暑さ対策のため学校で行われる断熱ワークショップが報道されるなど、断熱効果が注目されています。

都立学校は省エネ・再エネ東京仕様に則って建築しているとのことですが、2020年改正の東京仕様では、断熱性能U A値が屋根0.30以下、外壁0.39以下としています。その後今年1月にも改正し、2月にはZ E B化の手引き（学校編）が出されるなど、これから建築する校舎については省エネで快適な環境が期待されるところです。

- 1 教室の気温などについてめやすとする値があるのか、また、暑さを訴える声がどれくらい届いているのか伺います。
- 2 断熱性能が2020年以降の仕様になっている都立学校は何校あるのか伺います。またそれ以前の2007年東京仕様では、断熱のための屋根や外壁の厚みが示されており、これが反映されている学校は何校あるのか伺います。
- 3 すぐには建て替えない校舎が多いことから、暑さ対策のためには、空調設備の更新とともに教室の断熱改修が有効と考えますが、見解を伺います。
- 4 地域の小中学校でも、教室の暑さ対策は喫緊の課題となっています。東京都は住宅の断熱改修への補助を国よりもきめ細かく実施していますが、学校の断熱改修を促すために補助するよう提案しますが、見解を伺います。

三 防災対策について

1 発災時の対応と在宅避難について

東京都地域防災計画の2023年の見直しで、在宅避難が強化されました。自助と共助の強化が言われていますが、都としては自助と共助の取り組みが進むようバックアップすることが大切です。在宅避難においても、とりわけ災害時に被害を受けやすい女性や子ども、性的マイノリティ、

高齢者、障がい者、難病患者、外国人等に対してきめ細かい配慮が必要であり、都の取り組みについて伺います。

ア 避難行動要支援者や自宅での在宅避難が難しい人が、都内や他府県など被災地外のホテルや旅館などに避難できるよう、宿泊施設との協定を進めることが必要です。そこで現在の協定の締結の状況とその内容を伺います。

イ 在宅避難に欠かせないトイレ対策の取り組みについて伺います。東日本大震災では、3日以内に約3割の避難所にしか仮設トイレが行き渡りませんでした。また、マンションなどでは、配管の損傷で下の階に汚物があふれた被害などもありました。在宅避難への備えとして、携帯トイレ・簡易トイレの啓発を進めていく必要があります、都の取り組みを伺います。

ウ 2021年5月の災害対策基本法の改正により、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、個別避難計画を策定することが市区町村の努力義務とされました。策定した計画が災害発生時に適切に活用されるよう市区町村は実効性を確保することが必要です。都は地元自治体と連携し、避難訓練の実施等計画の実効性を高めるための取り組みをどのように推進しているのか伺います。

また、将来的には個々の都民の状況に応じ、よりきめ細かな支援も検討していく必要があります。今年9月に東京都と東村山市の合同総合防災訓練に参加した際に、展示体験のコーナーで着脱式車いすの緊急避難装置の体験をしました。車いすをリアカーのように前から引いて移動するものです。がれきやデコボコの道は車いすの後ろから押して進むことはとても難しかったのですが、車いすの前輪を浮かせて前から引くことで、簡単に移動できることから、災害時に大変有効だと

感じました。今年度から観光振興で、このような装置を活用して車いすで自然の中を観光するプログラムにも活用できる補助メニューが始まりました。今後は観光分野だけではなく、災害時の緊急避難という視点から、防災分野にも広げていくことを要望します。

エ 災害時のデマへの対策について現在の取り組みを伺います。

2 帰宅困難者対策実施計画の改定について

ア 東日本大震災の教訓を生かし、都は事業者への協力体制のもと、一斉帰宅抑制を進めてきました。しかし、事業者の認知度が低下していると聞いていますが、その原因について伺います。

イ 人口が密集している東京では「逃げる対策」より「逃げない対策」が必要です。逃げない対策を進めるには、一時滞在施設の確保が重要です。確保の難しい原因として、企業が開放した施設でけがをした場合の責任問題をどうするか、食料などの備蓄や必要な施設整備への支援など、制度を整備することが必要と考えますが、見解を伺います。

ウ 災害発災時の帰宅困難者への情報提供が重要です。帰宅困難者に対して混乱状況や一時滞在施設開設状況等を迅速に発信しなければなりません。駅や商業施設などとの連携について伺います。

エ 2011年に発生した東日本大震災では、首都圏・関東地域の公共交通が寸断され、多くの外国人旅行者が被災者として困難な状況に陥りました。2016年に発生した熊本地震では、熊本市国際交流会館に外国人避難対応施設が開設され、特に災害時における外国人旅行者への対応が注目されました。大規模災害時には、特に外国人旅行者は、頼ることができるコミュニティを持たないことが多く、また、災害に関する知識や情報も乏しいことから、「的確な情報の入手」と「帰国までの滞在拠点の確保」が指摘されています。災害時における外国人観光客

への対策について伺います。

四 精神障がい者支援について

1 都内の精神科病床について

ア 都立病院の精神科で合併症患者の入院が受け入れ可能な病院数と病床数を伺います。

イ 都内の都立病院以外の病院の精神科で合併症患者を受け入れている病院数と病床数を伺います。

ウ 精神疾患のある場合に、合併症の治療で手術や入院を受け入れる病院が少なく、必要な医療へのアクセスが難しい状況があります。都立病院の役割として、精神科の合併症患者の受け入れ体制を拡充すべきと考えますが、見解を伺います。

2 精神障がい者の地域移行について

ア 精神障がい者の地域移行として、直近3か年の退院者の在院期間別の割合を、入院後3か月未満、6か月未満、1年未満のそれぞれについて伺います。

また、入院期間が1年以上の長期入院者数のうち、65歳以上の人数、65歳未満の人数についても直近3か年の実績を伺います。

イ 精神障がい者の地域移行支援、精神障がい者の地域定着支援、精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）、精神障がい者の自立生活援助、精神病床における退院患者の退院後の行き先について、第6期計画における見込み数と実績を伺います。

ウ 退院にむけて地域での生活をイメージし、体験を重ねるためのショートステイ事業が重要ですが、実績を伺います。

エ 精神障がい者が入居できる都内のグループホームの定員数を伺いま

す。

オ グループホームでの居室を増やすために、どのような課題があるのか伺います。また、受け入れ数を増やすために、今後、都ができる支援について伺います。

カ 退院前から退院後の地域の暮らしを当事者の立場で支えるピアサポートが大切です。ピアサポーターの養成とピア活動はどのように行われているのか伺います。また、都は自治体にどのような支援を行っているか伺います。

キ 都内自治体での居住支援協議会の設置数および居住支援協議会が未設置の自治体にはどのような課題があるのか伺います。また、都はどのような支援を進めていくのか伺います。

五 滝山病院の暴行事件について

2月に複数の看護師による患者への暴行事件が起こった八王子市の滝山病院に係る問題について伺います。

- 1 都内にある20床以上の病院635施設のうち、精神病床を有する病院は104で、都は精神保健福祉法に基づく定例の立入検査を毎年1回実施しています。あわせて、都内全ての病院を対象として3年に1度、医療法に基づく定例の立入検査を実施しています。それぞれ直近5年間の実績を伺います。
- 2 実地指導や立入検査を行っているにもかかわらず、このような看護師による暴行・虐待事件はどのようにして起こったのか、どうしてこれまで見逃されてきたのか都の認識を伺います。
- 3 2月の事件発覚後、全ての入院患者に対して都は意向調査を実施したと聞いています。意向調査はどのような体制で行われたのか伺います。

また、退院した人数とその内訳（退院数、転院数、死亡数）を伺います。

- 4 入院患者が地域の福祉関係者や司法関係者からの支援を希望する場合には、その希望に添って地域の関連団体との橋渡しをして欲しいという要望が出されています。外部の福祉団体との連携は可能なのか伺います。
- 5 元院長の監禁罪の嫌疑による送検の事実を受け、改めて病院組織全体の不正の有無を網羅的に調査対象とするよう滝山病院に対して再度、改善命令その他の追加措置を講じるべきと考えますが、見解を伺います。
- 6 今後の再発防止策について、具体的にどのような取り組みを行っていくのか伺います。
- 7 精神病院の入院者には、自分から声を出せない人や外部に連絡できない人、家族とのコミュニケーションが難しい人や、身体的・心理的に弱っている人や、隔離や身体拘束を受けている人も多いため、虐待や権利侵害を受けやすい立場にあります。

大阪府では、2003年から「精神医療オンブズマン」が導入されており、精神病院の入院患者の権利擁護の視点から、外部の支援者が定期的に病棟内まで出向く「病院訪問型のアドボケイト」が実施されています。入院患者の権利擁護について、都の取り組みの現状と今後について伺います。

令和 5 年第三回都議会定例会

岩永やす代議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 廃棄物とリサイクルについて

1 プラスチックのリサイクルについて

ア プラスチックを分別回収し、再商品化を容リ協会に委託している自治体はどれだけあるか、容器包装のみと製品プラも入れたところそれぞれについて伺う。

回 答

日本容器包装リサイクル協会によれば、容器包装プラスチックのみを同協会に再商品化委託している自治体数は41、容器包装プラスチックと製品プラスチックの両方を同協会に委託している自治体数は7です。

質 問 事 項

一の1のイ 現在実施しているプラ製容器包装等・再資源化支援事業を33条適用にシフトするとともに、技術的な支援も併せて実施することを提案するが、見解を伺う。

回 答

プラスチック資源循環法では、区市町村は、収集したプラスチック使用製品のリサイクルについて、指定法人に委託して行う方法と、国の認定を受けた再商品化計画に基づいて行う方法のいずれかを選択できます。

都は、プラ製容器包装等・資源化支援事業等により、区市町村の状況に応じた更なる再資源化を支援しています。

質 問 事 項

一の1のウ 紙おむつリサイクルの現状と今後について伺う。

回 答

都は、使用済み紙おむつのリサイクル推進に向け、令和2年度及び3年度に、ICTを活用した分別収集やリサイクル技術の検証等を目的とした実証事業を実施し、区市町村と情報共有を行っています。

令和4年度から区市町村のリサイクルに向けた検討等に対する補助を行っています。

質 問 事 項

一の2 太陽光パネルの廃棄とリサイクルについて

ア 都の使用済み住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業のしくみと、回収からリサイクルまでのルートについて伺う。

回 答

都は、太陽光パネルの高度なリサイクル施設を公募の上、6施設を指定し、当該施設でリサイクルされる住宅用太陽光パネルを対象に、令和5年6月から補助事業を開始しています。

質 問 事 項

一の2のイ 防災やアウトドア用などの小型太陽光パネルを自治体が回収

しリサイクルルートに乗せるため、事業者を紹介するなど情報を提供・周知を図る必要があると考えるが、見解を伺う。

回 答

解体や撤去工事等を伴わず、一般家庭から排出される太陽光パネルは、廃棄物処理法の一般廃棄物となり、区市町村が処理責任を負います。

首都圏には、既に複数の太陽光パネルのリサイクル施設が稼働しており、こうした施設の中には、様々な大きさや種類のパネルを処理できる施設があります。

都は、こうした情報を、引き続き、区市町村へ情報提供していきます。

質 問 事 項

一の3 都市鉱山と小型家電リサイクルについて

ア 昨年度レアメタル緊急回収プロジェクトが実施されたが、このプロジェクトの実績を伺う。また、ほかに都で行っているレアメタル回収の取り組みの現状と今後について伺う。

回 答

都は、令和4年度のレアメタル緊急回収プロジェクトにおいて、約10万台のパソコンを回収しました。また、小型家電のリサイクル方法やレアメタルの循環利用の重要性について様々な媒体を通じて周知を図るなど、区市町村と連携して回収の促進に取り組んでいます。

質 問 事 項

一の 3 のイ パソコンをはじめ小型家電は、プラスチック部分が多いが、レアメタル回収後のリサイクルは、どのように行われているのか伺う。

回 答

国によれば、小型家電に含まれるプラスチックは、国の認定を受けたリサイクル事業者において、令和 2 年度は 7,529 トンが再資源化され、25,301 トンが熱回収されています。

質 問 事 項

一の 3 のウ リチウムイオン電池使用の製品へのリサイクル呼びかけシールの貼付など、事業者に働きかけ、さらなる啓発が必要だが、見解を伺う。

回 答

都は、リチウムイオン電池使用製品のメーカーに対する適切な表示の義務付け等について、国に要望を行っています。また、リチウムイオン電池や内蔵製品の適正な排出やリサイクルについて、東京消防庁等と連携して作成したリーフレット、都民向けの動画などにより普及啓発を実施しています。

質 問 事 項

二 学校の断熱について

- 1 教室の気温などについてめやすとする値があるのか、また、暑さを訴える声がどれくらい届いているのか伺う。

回 答

国の「学校環境衛生基準」において、教室の望ましい温度の基準は「18℃以上、28℃以下」と示されています。

また、今年度、10月4日現在で、「都民の声」が22件、寄せられています。

質 問 事 項

- 二の2 断熱性能が2020年以降の仕様になっている都立学校は何校あるのか伺う。またそれ以前の2007年東京仕様では、断熱のための屋根や外壁の厚みが示されており、これが反映されている学校は何校か伺う。

回 答

令和2年（2020年）に改正された「省エネ・再エネ東京仕様」に基づき、建築・竣工した都立学校はありません。

平成19年（2007年）以降に設計し、竣工した都立学校は、75校です。

質 問 事 項

- 二の3 すぐには建て替えない校舎が多いことから、暑さ対策のためには、空調設備の更新とともに教室の断熱改修が有効だが、見解を伺う。

回 答

都立学校の普通教室では、既に全校で空調設備を設置しており、計画的に更新を進めるとともに、必要に応じて、スポットクーラー等を設置しています。

また、都の施設については、改築等に当たって「省エネ・再エネ東京仕様」に基づき、断熱性の向上に取り組むこととなっており、都立学校においても、計画的に進めています。

質 問 事 項

二の４ 東京都は住宅の断熱改修への補助を国よりもきめ細かく実施しているが、学校の断熱改修を促すために補助するよう提案するが、見解を伺う。

回 答

公立小・中学校の施設整備の経費は、原則として、設置者である区市町村が負担することとされています。

都は、学校施設の断熱性を向上するための改修について、区市町村が国の補助制度を活用し、整備が進められるよう支援しています。

質 問 事 項

三 防災対策について

1 発災時の対応と在宅避難について

ア 避難行動要支援者や自宅での在宅避難が難しい人が、都内や他府

県など被災地外のホテルや旅館などに避難できるよう、宿泊施設との協定を進めることが必要だが、現在の協定の締結の状況とその内容を伺う。

回 答

都は、区市町村におけるホテル・旅館等の宿泊施設の活用を支援するため、都内の宿泊業関連団体と災害時の避難所確保に係る協定等を締結しています。

また、被災者の都県境を越えた避難先の確保については、九都県市や全国知事会などにおいて締結している、災害時の相互応援に関する協定に基づき対応することとなります。

質 問 事 項

三の1のイ 在宅避難への備えとして、携帯トイレ・簡易トイレの啓発を進めていくべきだが、都の取り組みを伺う。

回 答

都では、在宅避難する場合や避難所から一時帰宅する場合に備えて、防災ブックや「日常備蓄」の実践を呼びかけるパンフレット及び東京備蓄ナビ等で、携帯トイレ等の備蓄品の確保を促しています。

質 問 事 項

三の1のウ 地元自治体と連携し、避難訓練の実施等計画の実効性を高め

るための取り組みをどのように推進しているのか伺う。

回 答

全国の区市町村を対象とした個別避難計画の作成状況等に関する国の調査では、令和5年1月1日現在で、都内13区市町が計画の実効性を高める取組として、避難訓練を実施しています。

都は、個別避難計画を活用した避難訓練や福祉専門職への研修会等の実施により、実効性のある計画作成に取り組む区市町村を包括補助により支援しています。

質 問 事 項

三の1のエ 災害時のデマへの対策について現在の取り組みを伺う。

回 答

都は、SNS分析ツールの導入により、AIが収集した有用な防災情報を、警察や消防、区市町村等と共有する仕組みを構築し、ネット上に疑わしい情報がある場合には関係機関に確認の上、注意喚起を行うこととしています。

質 問 事 項

三の2 帰宅困難者対策実施計画の改定について

ア 東日本大震災の教訓を生かし、都は事業者への協力体制のもと、一斉帰宅抑制を進めてきた。しかし、事業者の認知度が低下して

いると聞いているが、その原因について伺う。

回 答

大量の帰宅困難者が発生した東日本大震災から時間が経過するにつれ、その記憶が薄れつつあることなどが要因として考えられます。

質 問 事 項

三の２のイ 一時滞在施設の確保の難しい原因として、企業が開放した施設でけがをした場合の責任問題をどうするか、食料などの備蓄や必要な施設整備への支援など、制度を整備することが必要と考えるが、見解を伺う。

回 答

都は、「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設に向け、国に対し法改正を実施するよう提案要求を行ってきました。

また、民間一時滞在施設に対し、食料や水など必要な備蓄品の購入について補助を行うとともに、備蓄倉庫などの施設整備に関しても、国と連携してその整備費を負担しています。

質 問 事 項

三の２のウ 帰宅困難者に対して混乱状況や一時滞在施設開設状況等を迅速に発信しなければならないが、駅や商業施設などとの連携について伺う。

回 答

都は、都内主要駅に、区市と共同して、鉄道事業者や大規模集客施設の管理者などで構成される駅前滞留者対策協議会を52箇所設立しています。

この協議会を中心として、駅ごとに、帰宅困難者への情報提供や誘導等のルールの策定、訓練の実施など、行政と地域が一体となった体制づくりを進めています。

質 問 事 項

三の2のエ 災害時における外国人観光客への対策について伺う。

回 答

都は防災情報を都内40箇所のサイネージで、外国語により提供しています。

質 問 事 項

四 精神障がい者支援について

1 都内の精神科病床について

ア 都立病院の精神科で合併症患者の入院が受け入れ可能な病院数と病床数を伺う。

回 答

都立病院では、精神病床を7病院で1,174床有しており、身体疾患を有

する精神障害者も受け入れています。

質 問 事 項

四の1のイ 都内の都立病院以外の病院の精神科で合併症患者を受け入れている病院数と病床数を伺う。

回 答

都は、精神科患者身体合併症医療事業により、夜間及び休日に身体疾患を併発した精神障害者や、精神科病院に入院中に身体疾患に罹患した患者の診療体制を確保しており、本事業における協力病院数は、令和5年9月1日時点で、都立病院を除き15病院、当該病院の精神病床の総数は1,766床となっています。

また、精神障害者が身体疾患に罹患した際に、地域で迅速かつ適正な医療が受けられるよう、地域精神科身体合併症救急連携事業により、一般救急医療機関と精神科医療機関との地域における相互連携体制の強化を図っています。

質 問 事 項

四の1のウ 都立病院の役割として、精神科の合併症患者の受け入れ体制を拡充すべきだが、見解を伺う。

回 答

都立病院は、都内の精神科患者に対し、迅速かつ適正な身体医療の確保

を目的とする精神科患者身体合併症医療事業において、令和4年度は、夜間及び休日に身体疾患を併発した方の94パーセントに当たる64名を、また、精神科病院の入院患者で、迅速な対応が必要な身体疾患を併発し、転院が必要となった方の75パーセントに当たる415名を受け入れています。

また、精神科の有無にかかわらず、全ての都立病院は、その医療機能に応じて、身体疾患を有する精神障害者を受け入れ、治療を行っています。

質 問 事 項

四の2 精神障がい者の地域移行について

ア 精神障がい者の地域移行として、直近3か年の退院者の在院期間別の割合を、入院後3か月未満、6か月未満、1年未満のそれぞれについて伺う。また、入院期間が1年以上の長期入院者数のうち、65歳以上の人数、65歳未満の人数についても直近3か年の実績を伺う。

回 答

国が実施する精神保健福祉資料調査に基づき算出した、直近3か年における、各年6月、1か月間の都内精神病床からの退院者数に占める在宅、障害福祉施設、介護施設等への退院者数の在院期間別の割合は以下のとおりです。

	令和2年	令和3年	令和4年
在院3か月未満※1	63.5%	69.8%	68.8%
在院6か月未満※2	88.2%	90.9%	90.2%
在院1年未満※3	94.4%	95.9%	95.9%

- ※ 1 各年 6 月、1 か月の在院期間 3 か月未満の退院者数 ÷
各年 6 月、1 か月の精神病床からの退院者数
- ※ 2 各年 6 月、1 か月の在院期間 6 か月未満の退院者数 ÷
各年 6 月、1 か月の精神病床からの退院者数
- ※ 3 各年 6 月、1 か月の在院期間 1 年未満の退院者数 ÷
各年 6 月、1 か月の精神病床からの退院者数
- ※ 4 ※ 1 ～ ※ 3 の退院者数は、転床、転院、死亡、不明を除く

また、長期入院者数のうち、各年 6 月 30 日現在の 65 歳以上の人数、65 歳未満の人数については以下のとおりです。

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
65 歳以上	6,949 人	6,238 人	5,924 人
65 歳未満	3,953 人	3,636 人	3,558 人

質 問 事 項

四の 2 のイ 精神障がい者の地域移行支援、精神障がい者の地域定着支援、精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）、精神障がい者の自立生活援助、精神病床における退院患者の退院後の行き先について、第 6 期計画における見込み数と実績を伺う。

回 答

精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助及び精神病床における退院患者の退院後の行き先に係る、第 6 期東京都障害福祉計画における見込み数と実績は以下のとおりです。

種類	事項 (単位)	令和3年度		令和4年度		令和 5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	
精神障害者の 地域移行支援	利用者数 (人)	178	133	187	156	196	
精神障害者の 地域定着支援	利用者数 (人)	326	282	345	316	364	
精神障害者の 共同生活援助	利用者数 (人)	4,134	3,854	4,487	4,399	4,840	
精神障害者の 自立生活援助	利用者数 (人)	331	211	395	290	459	
精神病床に おける退院 患者の退院 後の行き先	在宅	退院患者数 (人)	2,160	1,795	2,180	1,778	2,198
	障害福祉 施設※		124	182	134	180	142
	計		2,284	1,977	2,314	1,958	2,340

※ 「障害福祉施設」には障害者グループホームを含む。

質 問 事 項

四の2のウ 退院にむけて地域での生活をイメージし、体験を重ねるためのショートステイ事業が重要だが、実績を伺う。

回 答

都は、精神科病院に入院している精神障害者が退院後の地域生活のイメージを持ち、退院への意欲を高めることができるよう、グループホームに併設した専用居室を利用して、金銭管理、服薬管理、買い物、調理などの生活体験を行うグループホーム活用型ショートステイ事業を実施しています。

令和4年度における利用者数は78人、延べ利用日数は738日です。

質 問 事 項

四の２のエ 精神障がい者が入居できる都内のグループホームの定員数を伺う。

回 答

令和４年度末時点で、主に精神障害者を対象とした都内の障害者グループホームの定員は、3,761人です。

質 問 事 項

四の２のオ グループホームでの居室を増やすために、どのような課題があるのか伺う。また、受け入れ数を増やすために、今後、都ができる支援について伺う。

回 答

都は、障害者グループホームを整備する事業者の負担を軽減するため、整備費の特別助成や都有地の減額貸付等を行うとともに、グループホーム職員の人材育成支援のため、グループホーム管理者及び従業者向けの研修を実施しています。

また、国に対し、障害者を支える人材確保、良質なサービス提供のため、サービス全般にわたり基本的な報酬の改善・財源確保等を行うことを提案要求しています。

質 問 事 項

四の2のカ ピアサポーターの養成とピア活動はどのように行われているのか伺う。また、都は自治体にどのような支援を行っているか伺う。

回 答

ピアサポーターは、精神科病院に出向き、入院患者との面談や病棟プログラムへの参加を通じて、退院後の生活不安解消のための情報提供などを行っています。

都は、ピアサポーター養成のため、基礎研修、専門研修、フォローアップ研修で構成する障害者ピアサポート研修を行っています。

また、ピアサポーター活用の推進に向け、区市町村に対して、ピアサポーターの活動状況に関する情報提供等を行っています。

質 問 事 項

四の2のキ 都内自治体での居住支援協議会の設置数および居住支援協議会が未設置の自治体にはどのような課題があるのか伺う。また、都はどのような支援を進めていくのか伺う。

回 答

令和5年9月30日現在、都内自治体のうち31市区において、市区町村の居住支援協議会が設置されています。

都が居住支援協議会を設置していない市区町村に対して実施したアンケート調査では、居住支援協議会を設立するに至らない理由として、必要な

マンパワーの不足等が挙げられています。

都は、市区町村に対して運営経費の補助や参考となる設立事例の情報提供を行っています。

質 問 事 項

五 滝山病院の暴行事件について

- 1 都内にある20床以上の病院635施設のうち、精神病床を有する病院は104で、都は、精神保健福祉法に基づく定例の立入検査を毎年1回実施している。あわせて、都内全ての病院を対象として3年に1度、医療法に基づく定例の立入検査を実施しているが、それぞれ直近5年間の実績を伺う。

回 答

精神保健福祉法に基づく定例の立入検査の実績は、平成30年度108件、令和元年度106件、令和2年度68件、令和3年度33件、令和4年度80件です。

また、医療法に基づく定例の立入検査の実績は、平成30年度222件、令和元年度231件、令和2年度130件、令和3年度67件、令和4年度181件です。

質 問 事 項

五の2 実地指導や立入検査を行っているにもかかわらず、このような看護師による暴行・虐待事件はどのように起こったのか、どうしてこれまで

見逃されてきたのか都の認識を伺う。

回 答

都は、令和4年5月、当該病院での虐待疑いについて情報提供があったため、定例の立入検査に加え、病院職員等への聞き取りを複数回実施しましたが、病院管理者が虐待の事実を認めず、その時点では事実関係を確認できませんでした。

虐待が強く疑われる情報提供があった令和5年2月以降、臨時の立入検査を複数回実施し、病院管理者が虐待の事実を認めたため、4月に関係法令に基づく改善命令を発出しました。

質 問 事 項

五の3 全ての入院患者に対して都は意向調査を実施したと聞いているが、意向調査はどのような体制で行われたのか伺う。また、退院した人数とその内訳（退院数、転院数、死亡数）を伺う。

回 答

都は、一般社団法人東京精神保健福祉士協会の協力を得て、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、事務の12名から13名による合同チームで転退院に関する意向調査を行いました。

滝山病院では、虐待事件が発覚した令和5年2月時点で145名いた入院患者のうち、9月末までに、3名が自宅へ退院し、33名が転院や施設入所をし、28名が死亡しています。

質 問 事 項

五の４ 入院患者が地域の福祉関係者や司法関係者からの支援を希望する場合には、その希望に添って地域の関連団体との橋渡しをして欲しいという要望が出されているが、外部の福祉団体との連携は可能なのか伺う。

回 答

滝山病院には、長期入院の患者も多く、心身の状況等からも直ちに地域で暮らすのは難しいことも想定されるため、都は、東京精神保健福祉士協会の協力を得て、本人の意思を確認し、まずは地域移行支援に取り組んでいる病院への転院を進めています。

患者が転院後に地域での生活を希望する場合には、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを活用して、地域での生活につなげることであります。

質 問 事 項

五の５ 元院長の監禁罪の嫌疑による送検の事実を受け、改めて病院組織全体の不正の有無を網羅的に調査対象とするよう滝山病院に対して再度、改善命令その他の追加措置を講じるべきだが、見解を伺う。

回 答

令和５年４月、都は滝山病院に対し、医療法及び精神保健福祉法に基づく改善命令を発出しました。

現在、立入検査などにより改善計画の履行状況等を確認しており、引き

続き適切に対応していきます。

質 問 事 項

五の6 今後の再発防止策について、具体的にどのような取り組みを行っていくのか伺う。

回 答

都は、滝山病院に対し改善命令を発出し、虐待防止委員会を設置して検証すること、具体的な再発防止策をまとめること、虐待の未然防止等の取組を強化することなどを求めています。

現在、立入検査などにより改善計画の履行状況等を確認しており、引き続き適切に対応していきます。

質 問 事 項

五の7 入院患者の権利擁護について、都の取り組みの現状と今後について伺う。

回 答

都は、精神病床を有する病院に対して立入検査を毎年行い、法令等に基づいた対応が行われているか確認しています。

また、令和6年4月の改正精神保健福祉法の施行に向け、精神科病院で虐待を受けたと思われる患者を発見した方や虐待を受けた患者、その家族からの通報・相談窓口の設置に向けた準備を進めています。